

西宮市児童福祉施設等指定候補者選定委員会
要旨（要点筆記）

会議名	第1回 西宮市児童福祉施設等指定候補者選定委員会
日時	平成29年8月9日（水） 午後1時～
場所	西宮市役所4階 441会議室
出席委員	学識経験者4名（男性2名、女性2名）
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> (1) 委員紹介 (2) 委嘱状交付 (3) 委員長、副委員長の選出及び諮問書交付 (4) 会議の公開・非公開について (5) 指定候補者の選定、審査基準・評価方法について (6) その他
会議内容	<ol style="list-style-type: none"> (1) 委員紹介 事務局から委員を紹介 (2) 委嘱状交付 事務局から委嘱状の交付 (3) 委員長、副委員長の選出及び諮問書交付 <ol style="list-style-type: none"> ① 西宮市児童福祉施設等指定候補者選定委員会運営要綱第5条第1項の規定により、互選により委員長及び副委員長を選出した。 ② 諮問書交付 事務局から、児童福祉施設等の指定候補者の選定に係る諮問書を委員長に交付。 <p style="margin-left: 20px;">【諮問事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定候補者を公募により選定する児童福祉施設等の指定候補者として最も適当なものの選考について ・指定候補者を公募によらず選定する児童福祉施設等の指定予定者を指定候補者とするものの妥当性について ・管理を行わせようとする児童福祉施設等 西宮市立上甲子園留守家庭児童育成センター ほか16施設 ・諮問期間 平成29年8月9日から議会の議決を得た日の翌日まで (4) 会議の公開・非公開について <ol style="list-style-type: none"> ① 西宮市児童福祉施設等指定候補者選定委員会運営要綱第7条を改正し、会議を原則非公開とした。 ② 議事録については、全ての審議が終了した後、申請者独自のノウハウ等、公

開することで申請者の不利益になる事項などを除き、要点筆記を作成し、公開する。

- ③ 選定委員会の情報の公表、公開にできるだけ努めるとの趣旨から、本選定委員会のホームページを作成し、会議の開催情報等を掲載している。議事録については、要点筆記をホームページでも公表していきたい。

(5) 指定候補者の選定、審査基準・評価方法について

① 選定対象の施設の概要等について

1 全体の概要

選定対象施設は、留守家庭児童育成センター、母子・父子福祉センター、児童センターである。

【留守家庭児童育成センター】

ア 公募で選定する施設

- ・上甲子園、南甲子園、神原、上ヶ原、東山台の5施設
- ・前は非公募で選定。現在の指定管理者は社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会
- ・指定期間は4年

イ 非公募（再指定）で選定する施設

- ・鳴尾東、甲子園浜、名塩、甲東の4施設
- ・前回公募で選定した施設の再指定。現在の指定管理者は、鳴尾東と甲子園浜は企業組合労協センター事業団、名塩と甲東は社会福祉法人西宮市社会福祉協議会
- ・指定予定者は現在の指定管理者
- ・指定期間は6年

ウ 非公募で選定する施設

- ・深津、甲陽園、夙川、大社、苦楽園の5施設
- ・前回も非公募で選定。現在の指定管理者はすべて社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会
- ・指定予定者は現在指定管理者である西宮市社会福祉協議会
- ・指定期間は1年
- ・この5施設についても、来年度公募による選定へ切り替える予定

【母子・父子福祉センター】

- ・西宮市立母子・父子福祉センターの1施設
- ・非公募で選定する
- ・前は公募で選定。現在の指定管理者は社会福祉法人 西宮市社会福

祉協議会

- ・指定予定者は現在指定管理者である西宮市社会福祉協議会

- ・指定期間は2年

【児童センター】

- ・塩瀬・山口児童センターの2施設

- ・非公募で選定する

- ・前回は非公募で選定。現在の指定管理者はいずれも社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団

- ・指定予定者は現在指定管理者である西宮市社会福祉事業団

- ・指定期間は2年

2 施設の概要等説明

【留守家庭児童育成センター】

- ・施設の概要等を説明

- ・一部公募（5箇所）・残りを非公募とした理由について

本市育成センターでは、指定管理者制度を導入するに当たって、平成18年度に全施設の指定管理者として西宮市社会福祉協議会を非公募で選定した。その後、2年ごとに、全体の1割に当たる4施設程度を非公募から公募に切りかえていく方針に改め、公募施設の拡大を行ってきた。

しかし、この公募方法では、全センターの1回目の公募が終了するまでに相当の期間を要することから、平成26年度以降は、市内を北部・中部・南部の3ブロックに分け、各ブロックから開設年月日などを参考にして選定し、毎年度5施設ずつの公募を実施する予定としている。来年度、まだ公募を行っていない5施設の公募を行うことで、全施設の1回目の公募が終了することとなる。

一度公募を行った施設における指定管理者の再指定については、継続した管理運営が可能となるよう、現在の指定管理者を公募によらずに選定できることとしている。指定管理者の再指定は1回限り、指定期間は6年間としている。

非公募施設については、今後の公募施設拡大を見据え、指定期間を1年とする。

- ・応募団体の紹介

【申請団体A】について説明

- 【申請団体 B】について説明
- 【申請団体 C】について説明
- 【申請団体 D】について説明

【母子・父子福祉センター】

- ・施設の概要等を説明
- ・選定方法を非公募とした理由について

母子・父子福祉センターについては、現在、社会福祉法人西宮市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っている。同センターが入居する福祉会館は昭和42年6月に開設され、築50年が経過し、建物は老朽化、今後は総合福祉センター等福祉ゾーン再整備事業の一環として平成31年度中の解体が予定されている。予定どおりであれば、残りは平成30年度の1年間となる。以上のことから、現在の指定管理者による運営を継続することとし、指定管理者の選定については非公募で選定するものとする。

指定期間については、総合福祉センターの改修工事及び福祉会館の解体工事の工期があくまで現時点での予定であることから2年間とする。ただし、期間満了までの間に母子・父子福祉センターの機能が総合福祉センターに移転する場合は、その時点で指定期間は終了するものとする。

【児童センター】

- ・施設の概要等を説明
- ・選定方法を非公募とした理由について

平成29年2月に「西宮市立児童館・児童センターの今後の方向性について」をまとめ、議会に所管事務報告を行った。そこでは、今後、地域における課題やニーズを踏まえて児童館の運営形態（地域による運営、指定管理、直営など）について検討を進め、その実施時期については、各地域の実情に合わせて検討していくこととしている。塩瀬・山口児童センターの運営のあり方についても、今後の2年間で整理検討し、平成32年度以降については、公募などの手法も含めて事業者の選定を行いたい。

- ② 指定候補者の選考に当たっての審査基準、評価項目、評価方法について、事務局から提案

【審査基準】

西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等により、5つの基準を定めている。

- 1 施設利用について市民の平等な利用の確保

- 2 施設の効用が最大限発揮され効率的な管理が図られること
- 3 事業計画に沿った管理運営を安定的に行うことができる人的及び物的能力を有すること
- 4 働く職員の雇用関係や待遇等の労働条件等が適切であること
- 5 1～4に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために十分な能力を有すること

【評価項目】

- ・審査基準に基づき、4つの評価項目、「1. 団体の概要・財務状況」「2. 管理運営事業に関する基本方針」「3. 当該施設管理運営事業実施計画」「4. 資金収支計画」を大きな柱として設定している。

このうち、1と2は各団体に対する評価、3と4は各施設に対する評価を行う項目となっている。

【評価方法】

- 1 申請団体を公平に評価し、選定するため、採点方式による評価とする。
- 2 公募を行った上甲子園、南甲子園、神原、上ヶ原留守家庭児童育成センターについては複数の事業者から申請が出ており、各申請団体ごと、各評価項目ごとにヒアリングを含めて採点し、トータル点数の高い団体を選定する。4つの評価項目に対するバランスを踏まえた上で評価項目の重要度に応じて配点を行っている。
- 3 公募を行った結果1団体のみの申請であった東山台留守家庭児童育成センター、非公募での選定を行う再指定施設の鳴尾東留守家庭児童育成センターほか3施設、非公募での選定を行う深津留守家庭児童育成センターほか4施設、母子・父子福祉センター、塩瀬・山口児童センターについては、評価項目の1から4を採点して評価した後、総合評価として指定候補者として「妥当である」か「妥当でない」を選び、総合的な意見等があれば記入する。
- 4 ●●委員については、評価項目3-1「当該施設における管理運営方針とその実施計画」以外を評価していただく。
- 5 評価項目4「資金収支計画について」のうち、評価項目4-1「管理に係る収支予算書」の評価については、市の算定料と申請団体から提出のあった指定管理料とを比較し、事務局で機械的に採点する。
- 6 評価項目1-2「団体の財務状況」の評価について
財務についての専門的知識のある●●委員に採点していただき、議論は全委員で行うこととする。

【ヒアリングについて】

公募を行い複数の事業者から申請のあった上甲子園、南甲子園、神原、上ヶ原留守家庭児童育成センターについては全申請団体とのヒアリングを行い、公募を行ったが1団体だけの申請であった東山台留守家庭児童育成センター及び非公募の各施設については、申請団体が現在の指定管理者であり実績もあることから原則ヒアリングは必要なしと考えている。

ただし、次回の委員会で書面審査による評価について審議した結果、ヒアリングをしたほうがよいと委員会で御判断いただいた場合は各申請団体にヒアリングを行う。

なお、ヒアリングについては、第2回選定委員会で書面審査による評価について審議を経た後、第3回選定委員会での実施を予定している。

※事務局からの提案に対し、次の点を修正した。

- ・●●委員については、評価項目3-4④「指導員の確保採用計画・人材育成について」も審査対象外とする。
- ・評価項目4-2「効率的・効果的な運営を行うための方策について」については、事務局で評価基準を整理し、配点の見直しも含めて検討する。この項目は第2回選定委員会から第3回選定委員会の間で採点していただく。

(6) その他

① 審査表については、9月22日（金）までに事務局へ提出すること。各委員の評価結果については事務局で取りまとめ、次回の選定委員会でお示しする。

② 次回の選定委員会の日程

日時 平成29年10月6日（金）9時～

会場 職員会館1階 第2中会議室

第3回の選定委員会の日程

日時 平成29年10月16日（月）9時～

会場 西宮市役所東館8階 801会議室

以上